**平成２２年（フ）第９３号**
秋田県仙北市西木町小渕野字赤ハケ123番地
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２２年（フ）第９５号**
秋田県大仙市北長野字道ノ下80番地
債務者　福山　民子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２２年（フ）第１６８０４号**
東京都世田谷区経堂３丁目34―13―101、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区並木４丁目１―14
債務者　中野美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９２３号**
東京都台東区清川２丁目15―12　若松
債務者　竹内　末治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９４４号**
東京都大田区大森中２丁目11―２―102
債務者　寺内　秀行
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９４５号**
東京都北区堀船１丁目28―８―201
債務者　山口　　矛
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９５４号**
千葉県八千代市勝田台１―29、住民票上の住所茨城県土浦市天川２丁目20―２
債務者　東谷みのり
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９６４号**
千葉県市川市大野町１丁目373―９
債務者　田中美佐緒
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９６５号**
千葉県市川市新田５丁目11―14―103
債務者　田村　　賢
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９７２号**
神奈川県小田原市酒匂４丁目６―22
債務者　佐藤　　廣
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９７３号**
東京都福生市大字熊川1433―16
債務者　太田　博之
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９７５号**
神奈川県川崎市幸区小向西町１丁目69―205
債務者　佐藤　直実
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９７７号**
東京都練馬区田柄２丁目18―５―101
債務者　橋本萬喜榮
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９８１号**
千葉県成田市美郷台３丁目12―２
債務者　二瓶　邦子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９８７号**
東京都足立区足立２丁目49―11―102
債務者　内田　有紀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６９８８号**
東京都千代田区内神田３丁目５－２　小幡ビル６Ｆ
債務者　坂戸　美紀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部